

【原著論文】

フランスにおけるフェリー退陣以降の道徳・市民教育（1885－1914）

“Instruction civique et morale” after the period of Jules Ferry in France (1885-1914)

大津 尚志\*

OTSU, Takashi\*

**論文要旨** 第三共和政期フランスではフェリー法の成立後、道徳教育から宗教の排除が法定される。「道徳・市民教育」の内容は学習プログラムに規定されたものの、実際に全くその通りに行われたわけではない。フェリー退陣後教育行政に大きな影響をもつのは初等教育局長のビュイッソンである。当初「善の宗教」を教えることが目指されたといわれる。20世紀に入ってからは修道会の教育からのさらなる排除が目指され、宗教を排した「道徳」教育をうける児童は増加する。実証主義に基づく「社会学的道徳」「科学的道徳」「功利主義的道徳」の構築が試みられた。この時期に学校全体をとおして「勤勉」「親切」などの道徳的価値が教えられていたといえるが、それは宗教教育全盛の第二帝政ファールー法下の時代と連続するものといえる。

はじめに

第三共和政にはいって、激しい攻防のすえ 1881 年、1882 年にフェリー法が成立する。同法により初等教育に含まれるものの筆頭は「道徳・宗教教育」から「道徳・市民教育」へと変った。法律上は *religieuse* から *civique* への一つの単語の変更すぎないことが、フランス教育史上は大きな問題となった。フェリー (Jules Ferry, 1832-1893) は 1883 年 12 月に公教育大臣から首相になるが、植民地に関する失政の責任をとわれたこともあり、1885 年には退陣し、その後は政界に大きな影響をもたなくなる。1886 年ゴブレ法で「公立学校は…世人 (*personnel laïque*) に委ねられる。」と定められ、学校で教えられる道徳から宗教 (カトリック) が排除されるという大きな変革が行われた。フェリー法制定前後には新たな手引書が多数出版された<sup>1)</sup>。

本稿はフェリー退陣以降に注目する。ビュイッソンが公教育省の初等中等局長として影響力をもつ時代、次いで急進派が政権をにぎり、第一次世界大戦に至るまでのフランス教育史における「道徳・市民教育」の動向を研究対象とする。主たる研究目的としては、道徳教育からの宗教の排除が決定されたのち、混乱のなかから比較的安定した時期に入った後の道徳・市民教育カリキュラム内容を明らかにすることにおく。「特定の宗教のための道徳教育」ではなく、万人に対して信仰に関係なく行われる道徳教育とはいかなるものとなるのか。当時のフランスにおけるその内容を描くことを目指す。また当時は教会勢力の「抵抗」も続いていたが、その実際はどうであったかにも着目する。研究目的の達成のために、フェリー退陣直後に最も公教育に影響力をもったビュイッソンの思想 (彼の著作は当時から広く読まれている) を明らかにすること、20 世紀にはいった頃にそれまでとは変容がみられる小学校で使用されていた手引書 (*manuel*) を分析すること、当時の学校関係の一次資料にあたることを、主たる研究方法とする。それは実際に小学校においてどのようなことが教えられていたかを明らかにするた

めである。

この時代を扱うフランス教育史の先行研究は存在するが、いずれも、当時小学校において筆頭教科におかれて最も論争を呼ぶ教科であった、「道徳・市民教育」の内容に着目する点は十分とはいえない<sup>2)</sup>。本稿はその点に焦点をあてる。

第 1 節 ビュイッソンの「道徳・市民教育」に関する思想とその時代の背景

フェリーの時代からその後にかけて、初等教育に影響を及ぼすのは公教育省内で初等教育長を長く務めたフェルディナン・ビュイッソン (Ferdinand Buisson, 1841-1932、初等教育局長在職 1879-1896) である。公教育大臣は、フェリー退陣以降、短命におわった内閣が多かったこともあり、交代が頻繁であった。

ビュイッソンは局長在職中の 1887 年に『初等教育辞典』、さらに 1911 年に『新版初等教育辞典』の編集に携わる。ソロボンヌ大学の教育学講座の担当教授を 1903 年まで務め (後任はデュルケーム (Emile Durkheim, 1858-1917) である)、その後「フランス教育同盟」「フランス人権同盟」の会長を務めるなどの活動も行った。1902 年-1914 年には急進派に属する代議士も務め、本稿で後述する改革にもかかわっている。1927 年にはノーベル平和賞を受賞している。彼自身は自由主義プロテスタントである。公教育高等審議会で唯心論 (スピリチュアリズム) 哲学<sup>3)</sup>にもとづく学習プログラム (1882 年、他教科は 1887 年に改訂されるのでフランスでは「1887 年版」と呼ばれることが多い) の作成にかかわった。

彼は唯心論哲学とおなじく、不死である「魂 (*âme*)」の存在をみとめ、善の宗教 (*religion de bien*) というべき「真の宗教」が学校で教えられるべき、と考えていた。それでは、彼は「善」とは何であるかという問題についてはどう考えていたのだろうか。また、彼は脱宗教的な信仰 (*foi laïque*) という用語も頻

\* 武庫川女子大学 (Mukogawa Women's University)

繁に用いていた。教権派の「神なき学校」という主張に対抗していた。しかし、彼は自ら編纂した『初等教育辞典』（初版、1887年）の時点で「道徳」の項目<sup>4</sup>を執筆し、冒頭で「道徳科学（science morale）は…存在しうるのか？」とはじめている。つづけて彼はその問いについては、1881年に公教育高等審議会でポール・ジャネがその問いに最初の解答（国が与えるべき、宗教の教義から独立した道徳規範）を与えたと述べる。実際に、ジャネの提出した道徳教育計画を踏まえて1882年に学習プログラムが発表される。そこでは「両親と祖父母への義務」「自分に対する義務」など多くの「義務」が語られる。「神に対する義務」も含まれていた<sup>5</sup>。多くの哲学や道徳規範が社会において存在するという現状のもとで、国家が学校で教えるべき道徳規範を選択しなければならぬ、というのはビュイッソン自身が矛盾であるという。

彼のその問題にたいする解答としては、「国家は昔から文字を教えている。しかし、シェークスピアかヴェルギリウスかラシーヌのどれに感服するかは強制しない。」という例をだしている。ついで、「説教台と知性、動物と人間、快楽と徳、熱狂と理性、つまらぬ下品な法則と汎用的で気高い、洗練された法則の区別をしなければならぬ。」と述べたうえで、彼は後者を「義務と呼ぶ。」と述べている。すなわちフランス語教育で「文字」であるものが道徳教育で「義務」として存在すると述べていると解釈できる。

国家が「義務の道徳」を教えることができ、教える必要があると彼はいう。次いで、師範学校での「道徳教育」については、心理学に基礎をおくことを述べる。当時この『初等教育辞典』は多くの小学校教師に読まれ、影響を与えたものである。

彼はフェリーと同じく、教師の道徳教育における役割は限定的・消極的なもの、という主張である。すなわち、小学校で教える「道徳」は文学でいう「文字」にあたるものであり、その後どのような人生観をもつか、何が「善」であるかという哲学をもつかは本人に任せられるべきものと考えていた。それで思想・信条の自由と国家が道徳教育を行うことが両立すると考えていた。「文字」にあたるものとは、当時の学習プログラムによれば、それは、家族における義務（例：兄弟は仲良く）、学校における義務（例：勤勉）、祖国に対する義務（例：愛国心）、自分に対する義務（例：節制）などといったものである。

彼の主張としては、道徳・市民教育も「直観教授」によるべきということがある。「直観教授」というまでもなくペスタロッチらの主張に基づくものであるが、ビュイッソンは子供の直観に働きかける教材の提示が、「自分で考える」ことによる「自由な教育」と両立すると考える<sup>6</sup>。あくまで自分で考えるという「活動的」な教育により、道徳教育が可能と考えていた。

1890年代は「ラリマン（ralliement）」すなわち、教皇ピウス9世の後、レオ13世の融和政策がとられた時代であり、教権派と共和派の対立は比較的穏便になる。1892年に教皇は「共和政体を認め、脱宗教化の立法には反対するにせよ、善なる者は…あらゆる法的なあるいは誠実な手段で、濫用と戦わなけ

ればならない。」<sup>7</sup>という。すなわちローマ教皇も共和国との両立を認める、新たな精神（エスプリ・ヌーボー）<sup>8</sup>の時代といわれる。

ところが、1894年にドレフュス大尉がスパイ容疑で逮捕される事件がおきる。作家エミール・ゾラが「我、弾劾する！」という告発文を新聞記事に書いたことはよく知られているが、それは一大尉の有罪、無罪の問題だけではなく、教権派と共和派の対立と結びつく大問題となった。ドレフュス擁護派は「ドレフュスがユダヤ人であるために有罪とされた。」と主張した。両者間の関係をより激しくするものであった。

ドレフュス擁護派陣営は、1898年には人権同盟（Ligue de droit de l'homme）を結成する。そのタイトルは明らかに1789年の「人および市民の権利宣言」から借りている。会員数は当初2698名ではじまったのが、1889年には12000人、設立から10年で80000人をこえた<sup>9</sup>。1913年から26年までビュイッソンが会長を務めた。人権同盟は後述する、教会と国家の分離法に支持の立場を表明し、反教権主義の立場をとる。人権同盟は「個人の人権」の擁護のための活動もする<sup>10</sup>。「人権」に対するフランス人への意識に影響を及ぼしたとみてよいであろう。教師の間に反軍国主義、平和主義の動きが広まった<sup>11</sup>。1882年に出版されたバール（Bert）の手引書<sup>12</sup>がその排外主義的な内容ゆえに非難の対象となった<sup>13</sup>のは当然であった。教師のあいだに労働組合運動がはじまるのもこの時期である。

## 第2節 急進派の政策動向

1899年6月22日に急進派の支持をうけたワルデック・ルソー（Pierre Waldeck-Rousseau, 1846-1904, 在職1899-1902）内閣が成立する。彼以降、穏健共和派（日和見主義派）にかわって急進派（左派）が中心となる政権が続く。

1901年7月1日ワルデック・ルソー（アソシアシオン）法13条により、修道会には3か月以内に認可を得ることが要求された。当初、ワルデック・ルソー内閣は「法律以前に存在する無認可修道会は、新たな認可を求めなくてよい。」という解釈であった<sup>14</sup>。アソシアシオン法により政党をつくることができるようになり、「急進社会党」が結成された。

1902年の選挙でも左派の社会党・急進党が勝利し、エミール・コンブ（Émile Combes, 1835-1921, 在職1902-1905）を首班とする内閣が成立する。コンブは1902年の7月には約3000の無認可の修道会系学校を次々と閉鎖に追い込んだ<sup>15</sup>。20000人の修道会員、54の修道会がフランスから追放された<sup>16</sup>。また1901年法にもとづく多くの認可申請を却下した<sup>17</sup>。この時代には、学校を閉鎖するためには暴力も辞されなかった。ビュイッソンは1902年7月に「人及び市民の権利宣言の文言や精神を傷つけることはできない。」として、「修道会の教育の自由」を否定する、修道会を国家の監督下に置くことを正当化する、修道士は団体の特権に基づいて教員になってはならない。」という発言を新聞紙上に行っている<sup>18</sup>。

1904年7月7日の法律「フランスではあらゆる段階、あら

ゆる種類の修道会による教育は禁止される。」(第1条)と規定された。10年の猶予期間はあったものの、それは教育からの修道士の排除を意味する。法律制定の際、報告を行ったのはビューイッソンである。7月29日には、フランスとヴァチカンとの間は国交断絶となる。ついで、翌1905年12月にルーヴィエ内閣のもと「教会と国家の分離法」が成立する。国家はいかなる宗教にも支出をおこなわない、と規定された。

ここで、1802年からつづくローマ教皇とのコンコルダートは正式に破棄された。公立学校における教育の脱宗教化はこの時期で完成をみたといつてよいであろう。

フェリー改革以前からの学校数をめぐる状況は以下のとおりである。

【表1】1876年～1907年の学校種別の小学校数<sup>19</sup>

年	公立世俗系	公立修道会系	私立世俗系	私立修道会系
1876-77	45816	13205	5841	6685
1882-83	53694	10816	4222	8570
1887-88	58801	8596	3894	10075
1891-92	60554	6708	3446	11825
1896-97	62192	5387	2850	13225
1901-02	64229	3559	2568	14817
1902-03	65964	2008	5210	10306
1903-04	66915	1196	8924	5191
1904-05	67499	794	10697	2815
1905-06	67845	600	11240	2252
1906-07	68128	452	11583	1490

フェリー法成立時では公立・私立を問わずに修道会系学校は多く存在する。公立修道会系小学校は減少にむかうが、ただちに急激に小学校から「十字架像の撤去」が行われたのではない。しかし、1901年以降修道会系私立学校が激減していることは明らかである。その時期に世俗系私立学校が増加しているのは、閉鎖におこまれた修道会系私立学校が世俗系へと転換したゆえである。なかには修道会員が「還俗教師」としてひきつづき教育を担当したという現象もみられた。実際、この時期に修道会系学校教師は激減するのと同時に世俗系私立学校教師は激増している<sup>20</sup>。1907年になっても20パーセント以上は「私立学校」であった。児童数でみても、1902年と1912年の間で修道会系私立の男子児童は20パーセントから0.6パーセントへ減少したのに対し、世俗私立は1.6パーセントから12.2パーセントへと増加している<sup>21</sup>。また、修道会をはなれて公立学校教師になった者もいた。「村」によっては私立学校しか存在しなかったところもあり、公立学校に転換して存続しつづけるところもあった。少なくとも表向きは宗教教育を行うことはできなくなった。いずれにせよ、宗教教育を行う学校が激減したとはいえる。

修道士が教育を行うことができなくなったゆえ、失職した者

が増加した。彼らのなかには、植民地での教育に携さわるようになった者も多かった<sup>22</sup>。「反教権主義は輸出品目ではない。」という発言が当時あったとされるが、国内と植民地(キリスト教が植民地への「文明の輸出」とも考えられていた)で、修道士の教育にむけての政策対応が逆であったことは明らかである。

第三共和政にはいったばかりの時期では「市民(civique)」をタイトルに含む手引書が多くつくられたが、次第に「道徳」教育をタイトルに含むものが多数になっていく。授業時数の関係もあり、市民教育は歴史・地理の時間のほうに吸収されていた。1882年法や学習プログラムの文言である「道徳・市民教育」はかわりないが、道徳教育(特に、初級、中級において)の方向に集中することとなる。市民教育のための手引書も別に作られるが少数となる。そこでは「共和国」「人及び市民の権利宣言」は賛美され、王政や帝政は批判される<sup>23</sup>。

この時代の特徴としては、古くはコント(Auguste Comte, 1798-1857)に由来する実証主義および社会学の影響から、道徳科学(science de morale)の影響が手引書にあらわれていたことがいえる。実証主義の立場からは「神に対する義務」という経験的に検証不可能なものは排除されることとなる。また、「魂の不死」という観念も同様に排除される。理性にもとづき自由に思考することが道徳科学へとつながるという前提にたつ。

こういった「修道会系学校の排除」の動向をうけて、今度は1909年9月14日フランスカトリック司教会議の決定(その決定の背後に、ローマ教皇ピウス10世がいたとは言われてはいる)で11冊の手引書が「禁書」と指定される。それは、第二次手引書戦争といわれる。ほとんどが歴史、道徳・市民教育手引書であるが、11冊のなかには、プリメールやペイエのものも含まれていた。司教会議の決定は、『司教からの手紙』<sup>24</sup>という冊子に掲載されていたが、11冊の個々の手引書についての具体的指摘はされていない。第一次手引書戦争<sup>25</sup>のときと同じく、どうしてこの11冊かというのは明確な基準はない。しかし、これらの手引書は攻撃側にとって「有害な誤り」をふくむものであり、神の存在や魂の唯心性(spiritualité)を無視するもの<sup>26</sup>として、非難された。それは「来世と審判」「原罪」神の力(超自然 surnaturel)の無視<sup>27</sup>といったことにも及び、「人より神」<sup>28</sup>という宗教教育の時代に戻れと主張してもいる。

司教会議の決定は伝播し、一部父母からの手引書の差し替えの声へとつながった。ゴンタールの研究によると、西部のブルターニュやヴァンデ県では運動は激しかった。私立学校の少ない東部のヴォージュ県や北部のパドカレ県はもっとも抵抗が激しく手引書の拒否運動がおきた<sup>29</sup>。しかし、教会側のいわば「最後の抵抗」は第一次大戦が勃発したこともあり長続きしなかった。

### 第3節 20世紀初頭の「道徳・市民手引書」

1895年ころから手引書に変容が徐々にみられる<sup>30</sup>。まず、道



徳・市民教育が道徳教育とのみ考えられる傾向になっていった。1878年1月18日政令で「歴史・地理教育は市民教育とむすびつく。」と書かれていることもあり、市民教育は徐々に「歴史・地理」に吸収されることとなる。

哲学界における唯心論哲学にかわって道徳を科学として位置付ける、あるいは「社会」に注目する傾向がでてきたことがある。「社会学的道徳」<sup>31</sup>が教えられるようになっていく。

20世紀初頭から、手引書出版が増えていくが、1880年代に初版がでた手引書も当時の紙事情のことを考えてか（フランスでは手引書は学校の備品として児童が卒業したあとも次の児童が使うことが多い）県別の採択リストに載せられつづけていたので、20世紀にはいると県の採択リストには約60種の道徳手引書が掲載されていたりすることになる<sup>32</sup>。それは、採択リストから除外すると古い手引書を買ひ替える必要が生じるという理由と考えられる。本稿では20世紀初頭に出版された道徳（市民）手引書で代表的なものを以下にとりあげる。

#### (1) E. プリメール『道徳、市民、社会についての教育手引書』<sup>33</sup>

本書の構成は表2のとおりである。

【表2】プリメールの手引き書目次

I 一般的観念	II 家族	III 学校	IV 祖国	V 個人的道徳	VI 社会的道徳	VII 道徳に関する要約と結論	VIII 市民教育の観念	IX 40のテーマと課題
---------	-------	--------	-------	---------	----------	-----------------	--------------	--------------

まえがきで、本書は学習プログラム（1889年）と厳密に一致していないことを明言している。

冒頭に「人及び市民の権利宣言」をかかげ、つづいて「第1章」では「一般的総論」として「人間とは」という話から始まるのは他書にみられない構成である。

人類の進歩、人間性（humanité）、人間と動物の違いをふまえたうえで「人間の尊厳」を強調する。人間は文明をすすめたうえで「理性」「善」によって動物より上にあるという<sup>34</sup>。人間社会ではお互いに「他者の尊重」をする必要があること<sup>35</sup>を語る。「人間の尊厳」のためには「人権」という人類が長い歴史をかけて獲得したものによるしかない、という<sup>36</sup>。そして、人間にとって「社会」は不可欠であるという<sup>37</sup>。人間は孤立するよりは社会をつくることによって、発展してきたこと、社会連帯の必要性も語られる<sup>38</sup>。アルコールも「人間の尊厳をこわすもの」<sup>39</sup>「社会に害を与えるもの」<sup>40</sup>という位置づけがなされる。

「家族、学校、祖国、個人、社会」に関する記述は、従前の手引書と比較して、大きく異なる内容である。これまでの道徳手引書と性質を異にする箇所として、第7章「道徳に関する要約と結論」が挙げられる。まず「有益たれ（Être utile）」からはじまるところが挙げられる。将来職業にはげむことを通して、誠実な人になることによって、有益な人間になれとい

う<sup>41</sup>。「有益」であることが道徳の規準となっている。

「神：宗教」の項目があるが、「神とは、信じる者にとっては完全なものである。」<sup>42</sup>などと述べるにとどまり、宗教の一般的説明を行うだけである。「信じる者にとって」という記述からも「信じない」自由を明言しているといえる。「神に対する義務」は一切無視されており、かわって人間と人間が集まってつくる社会における道徳について重点をおき、歴史軸をふくめて道徳を語っているという特徴があるといえる。

#### (2) A. ペイエ『道徳の授業』<sup>43</sup>

本書まえがきではまず、「この手引書で教えられる道徳は脱宗教的で、実証主義的である。すなわち、あらゆる宗教的信仰や認識不可能な形而上学的な体系とははなれている。」<sup>44</sup>からはじまる。そして、「道徳法則は事実に基づく」として、「神の存在」や「神に対する義務」には一切触れられていない。科学的真理にもとづく道徳が主張される。

「道徳は我々に真の幸福を教えてくれる。」として、道徳は「よい行動」「悪い行動」、「しなければならないこと」「してはならないこと」を識別させてくれるという。良い行動は利益をもたらし、悪い行動は不幸をもたらす。「真の幸福」のためになされるべきことが「道徳」である。そのためにしなければならないことは「義務」であるという<sup>45</sup>。

本書でいう「幸福」の説明の仕方は、功利的である。「結局のところ利益になるかならないか。」それですべてが説明されているといっても過言ではない。

例をあげると、「真の幸福になるためには、他者のためにいきること。」という。その説明としては、「みんなが自分のためにだけ生きていれば、自分の家が火事になったときにだれも助けてくれず家は焼けてしまい不幸になる。常に助け合っていれば、みんな幸せになれるという。それは火事のときだけでなく、あらゆる仕事でなりたつ」<sup>46</sup>という。自分に対する義務として「清潔であれ」も、「恐ろしい病気にならないため」であり、「手を洗い」「歯を磨く」ことも「ばい菌に注意するため」にといわれる<sup>47</sup>。「衛生」も科学的な見地から説明される<sup>48</sup>。「勉強すること」にかんしては、「どんな職業につくにも読むことができなければならない。」<sup>49</sup>、なぜなら、「農家になるにせよ、農業の本がよめなければならない。麦を脱穀する新しい機械について教えてくれる本を読むことなどによって、より豊かになれる。」<sup>50</sup>という。また、読むことができることは良き市民となることである、21歳以上のフランス人には選挙権がある以上、候補者について、また共和国の歴史を知らなければならない<sup>51</sup>ということも「勉強すること」の理由としてあげている。

上記の手引書でも、「義務ゆえの義務」というのではなく、「道徳は幸福をもたらしてくれるゆえ、道徳に従うべき」という功利的な説明をしている。

#### (3) J・ペイヨ『学校における道徳』<sup>52</sup>

ペイヨも人間の理性により幾何学のように科学的な道徳が

導かれることを主張する。「自分に対する義務」「社会における協力」などは科学的な道徳とある程度は考えている。人間には互いに協力をして社会をつくりだしてきたという歴史があることからそこに道徳がある、ということ述べる。また「協力」の必要性からたとえば「寛容」などの価値を彼は疑ってはいないようである。疑うことのない価値があるとする一方で彼は、結局のところ、道徳は一人ひとりが自分の理性でみつけるもの、という立場を放棄しない。

まずまえがきで、本書は「絶対的な訓示ではない」と述べ、「君は賢いだから、現実をみて、よく考え理性と相談して行動しなさい」<sup>54</sup>と記している。子どもに毎日よく考える手助けをするため<sup>55</sup>の本であるという。道徳の絶対性をまず否定するところからはじまっている。

本書において、「哲学的問題」の章「宗教的信仰」の項目で、「信仰はなにも証明しない。」<sup>56</sup>、「宗教は私的な事柄であるから介入してはならない。」<sup>57</sup>とある。「宗教とは私的な事項であり、国家はいかなる宗教にも支出をしない」という1905年「教会と国家の分離法」をうけた記述が登場する<sup>58</sup>。「どの教会に属するか、どこにも属しないかは各自がきめること。」<sup>59</sup>と書かれている。信仰は実証的に根拠づけられるものではなく、各自がもつ（あるいはもたない）ことであることを強調している。

「あらゆる神、世界の起源、人間の起源と運命に対する信仰もすべての考える人に受け入れられることはない。我々は仮定から出発してこれらを問うことしかできない。」<sup>60</sup>とあり、宗教の絶対性を否定し、他者の宗教に関する寛容、信教の自由が教えられている。

最後のところでも「自分の道を選ぶときはよく考えなさい。権威のみにたよって決めるのではなく、幸福になるために決めなさい。」「幸福になることは、すなわち、知と心を働かせ、まっすぐに美しい生を生きること。」<sup>61</sup>と述べ、あくまで自分の人生を自分で考えて生きることを訓示している。

#### (4) 小結

上記3冊は「科学的道徳」「功利主義」をどうとらえるか、という立場は若干異にしている。また、「道徳は各自がみつけるもの」であるかという問題に関するスタンスは若干異なる。しかし、従来の「義務ゆえの義務」と教えられる傾向にあった道徳教育から、各自が功利的判断に基づいた道徳教育へと移行していった傾向があると、まとめることはできよう。

いずれも、1882年学習プログラムに文言がある「神に対する義務」には全く触れていない。宗教に対しては無視するか「個人の自由」とするか、攻撃的でさえある。教会からの攻撃を受けかねない内容である。なお、ビュイツソンは1911年に議会で、当時学習プログラムに文言として残っていた「神に対する義務」は「神という語句の観念を教えるもの」であって、「神が存在すること」をいうものではない、無神論者の子どもにも教えるべきこと、という趣旨の発言をしている<sup>62</sup>。

また、社会学の影響を受けた「科学的道徳」「社会学的道徳」

を主しているところがある。道徳は「絶対的なもの」というよりは社会によって「相対化」されたものであるという位置づけである。このころ、社会学者からも道徳に関する理論書として、「道徳の目的と特徴」「習俗」「道徳的意思」といったことを扱う書が出版され、形而上学でなく社会学が価値を扱うことが主張されていた<sup>63</sup>。それらは、この時代に活躍をはじめたデュルケムらの影響があることは、間違いないであろう。しかし、デュルケムの『道徳教育論』<sup>64</sup>で主張する教育方法論、特に「規律の精神」のとおりに実際の初等教育が行われたという評価はできないであろう。道徳は社会的に決定されるものであるとはいえ、個人的なものでもあることを、この時代の道徳手引書は否定しない。

社会学では科学的に内容を明確にすることが不可能である、「思いやり (charité)」<sup>65</sup>を扱わないが、この時代の上記の道徳手引書においてもそうである。唯一ペイヨのものに「同感」とも訳すべき charité の項目があるが、そのなかで扱われている内容は、病気、障害など偶然に生じるものである<sup>66</sup>などの記述から出発しており、「連帯」にむしろ近い内容である。

また、「祖国」に関する記述も排外的な愛国心を強調するものではなくてきているというところがある。この時代に影響力をもった社会学という「科学」にもとづく「科学的道徳」という考え方は、第一次大戦後は衰退していく。

#### 第4節 第三共和政期の道徳教育の方法

1882年法の制定後に公立学校をふくめてすぐに定着したわけではない「道徳・市民教育」ではある。これまで述べてきたように、世紀転換期には「道徳教育」の方向で定着していく。さらに20世紀初頭に修道会が教育から排除されていくなか、私立学校の縮小とともに宗教を排除した神なき「道徳教育」は多くの国民に徐々に定着していった。「道徳の時間」は第二帝政期までの「宗教の時間」に比べてきわめて少なかった<sup>68</sup>。道徳教育は「道徳の時間」以外を含めて学級生活のなかで<sup>69</sup>行われたものであるが、それはいかなる方法で行われたものであろうか。学校、学級関係の資料にあたることを通じて、方法を明らかにすることから、その内容をも描くことを試みたい。

ゼルダンによると、1900年になると大多数の学校は週3回の道徳の授業を行うようになった<sup>70</sup>。それは、黒板に格言を書き、読み、説明するという方法であった<sup>71</sup>。児童は復唱したり暗唱したりした。例えば「無知とは嘆かわしいことです。」「食後の学習は、みんなにとって最も必要なことです。」「暴力より優しくなりなさい。」などと教師は日ごとに書いたりした<sup>72</sup>。また、学校全体に貼紙がなされたこともあった。例えば、「あなたの教師を愛しなさい。教師はあなたを愛し、たとえ厳しいものであるとしても、あなたのために自分に苦勞を与えているのです。あなたが善くなって欲しいために。」「時間を守りなさい。そうしないとクラスを悪くします」<sup>73</sup>などとである。

あるいは先生が話したことを児童が自分でノートに話の「要約」をかき、「道徳的観点」をかいてまとめさせるという教育

方法もとられた<sup>74</sup>。書きとり (dictée) として、例えば「礼儀」について先生が読みあげる文章をそのまま生徒がノートに書きとり、スペルミスをチェックするというフランス語と同様の方法がとられたこともあった<sup>75</sup>。

「市民教育」の分野になると、他教科と同様の講義形式で、例えば「県の予算について」を先生が話したことを文章化する、という児童のノートも残されている<sup>76</sup>。1901年になると、手引書の説明のみならず、教師が自分の授業をするようになったことも報告されている<sup>77</sup>。

教師と児童との間で連絡帳 (cahier) が使われてもいた。例えば、児童が「指を口にに入れることは二度としません。」「もっと積極的に授業をうけます。」「<sup>78</sup>とか、「宿題をはやくやるために、授業がよくわかるようになるために、どんどんはやく学校にいくようにします。」「お母さんを喜ばすためにできるだけのことをします。」「なにをするにも、できるだけはやくするようにします。」「<sup>79</sup>と書いたりした。教師が点検をしたものも存在している。それは意思の連絡帳 (cahier de volonté) などと名称をつけられ、生徒の意思を尊重するため、また学校で習ったことを忘れないため、という目的があった。

作文 (réduction) を書かせるという方法もあった。手引書を読んだうえで作文を書いた記録が残されている。例を挙げると、「思いやりとはどこにあるか。思いやりとはお互いを助けることである。小さな女の子は思いやりに満ちている。小さな子が病気のときは世話をし、痛みを和らげている。」「どうして勉強するのか。勉強はしなければならぬ、子どもは学校で大きくなったら見習いで、仕事ができるようになるため、偉い人になるため、家事ができるようになるため、子どもを養うために。男子にとっては妻と子どもの食事のためでもある。」「<sup>80</sup>などである。

当時の道徳教育は、学校内で「良き児童」となること、すなわち勤徳であり、礼儀を守り、清潔を保ち（当時の学校は衛生検査をする場所でもあった）、教師にたいして従順であり、行儀をよくし、時間を守り、思いやり、優しさをもつことといった「学校の道徳」であったといえる。それらの道徳が宗教を中心としていた第二帝政期の「学校の道徳」と連続するところは多々ある<sup>81</sup>。フェリーが1883年に「教師への手紙」で述べた言葉にあるように、「私は言おうとするのは、単に我々の父母から受け継がれた良き古き道徳であり、我々はそれを生活の関係において従うことを誇りとしなければならない。」「<sup>82</sup>といったことが、実現されていたともいえる。宗教色を排したフランスの学校で「国民統合」がそのように図られたということはできよう。

## まとめと今後の課題 一その後のビュイッソンの動向を含めて

フェリー、ビュイッソンの時代において「実証主義」の影響はあった。1882年に「唯心論」哲学に影響を受けた学習プログラムが作成される。1900年代にはいと「科学的道徳」を構築

しようとする試みがあったといえる。それは、学習プログラムの改訂といった事情によるものではない。フランスの思想界における論調の転換があったゆえである。思想・哲学者の動向が小学校の道徳に影響を及ぼしているといえる。

ビュイッソンは1911年の『新版教育学辞典』において、旧版と同じく「道徳」<sup>83</sup>の項目を執筆している。彼は旧版とは大幅な改稿をおこなっている。彼は「宗教のあと、哲学のあとには科学が道徳の創造には不可欠である」と述べ、「科学的道徳が実践にむすびつく道徳とこれからはなる」と未来形で述べている。つづけて「社会的なき道徳、道徳なき社会の双方も存在しえない。」と述べ社会科学 (science sociologique) が万人に必要で有用な道徳を導くことを期待している。ただし、その体系の完成には何年、何世代かかるかはわからないとも言っている。実際にフランス道徳教育史はこの期待に応えることはできなかったといわざるをえない。なお、ビュイッソンは1896年からパリ・ソルボンヌ大学「教育科学」の教授をつとめ、後任は1902年にデュルケームが招聘された。その後「教育科学」や「科学的経験的教授法 (pédagogie scientifique, expérimentale)」という用語がよくつかわれるようになる<sup>84</sup>。デュルケームは「完全に合理的な道徳教育は可能」という前提にたつ<sup>85</sup>。しかし、彼が『道徳教育論』でのべた有名な道徳性の3つの要素というテーゼ（規律性、集団への愛着、意思の自律）がそのまま実際に使用されている道徳手引書に反映されるようになったとはいえない<sup>86</sup>。

ビュイッソンは、あくまで学校で教えらるる道徳は基本的な礼節にかかわる命令や禁止など「消極的 (négatif)」なものである。学校で教えらるべき道徳は消極的なものであるべきことは、『教育学辞典』の新版においても初版と主張をかえていない。あくまで「なにが規律であるか」を教えることは「消極的」な範囲までが可能なのであって、その後は「自分でみつけるもの」という道徳である。

社会によって変化しうる「科学的道徳」とは何であるかは後の時代になると意識されなくなる。フランス社会における「科学的道徳」を自然科学と同様の分析方法で社会科学によって抽出することはビュイッソンも1911年に暗示しているように、不可能であるとその時代から考えられ始めたのである。

ビュイッソン自身は『道徳の授業』という手引書を1926年になって書くが、そこでは実証主義の影響からか、「魂」の語句は使用することは放棄している。「善とは自分でみつけるもの」という前提にたつことには変わらない<sup>87</sup>。

当時の小学校における道徳教育の内容に関しては、何が善であるかは自分でみつけるものであり、一貫して教師の役割は消極的であるべきとされたこと、20世紀に入ってから社会学の影響を受けて「科学的道徳」が目指されたがそれは完成不可能であることがわかっていくこと、道徳・市民教育の時間以外をも通して「学校の道徳」、例えば「勤徳」「礼儀」「清潔」などの道徳は宗教教育全盛のフェルー法の時期とかわっていないこと、それが「国民統合」のための道徳となっていたこと、



が本研究で得られた総括的知見としてあげられる。

フランスの道德教育は第一次世界大戦後には、「読み物」を中心とした「新教育」「児童中心主義」の方向へ向かうこととなる。これについては別稿を起したい。

- 1 1880年代の政治過程やその時期の道德・市民手引書については、大津尚志「第三共和政期の道德・公民教科書分析」(『日仏教育学会年報』第10号、2004年、pp.151-164.)。
- 2 先行研究としては、邦語では、原聡介「国民的連帯に向かう第三共和国」(梅根悟監修『世界教育史大系 道德教育史 I』講談社、1976年、pp.210-228.)、石堂常世「学校における道德教育」(天野正治他編『現代教育問題史』、明玄書房、1979年、pp.259-279。(後に、石堂常世『フランス公教育論と市民育成の原理』2013年、pp.203-223.に収録)、尾上雅信「第三共和制確立期における学校教育の世俗化」(『フランスの道德・公民教育』(科研費研究成果報告書、研究代表者石堂常世、1991年、pp.64-81.)などがある。フランス語の文献の先行研究では、Déloye, Y., *École et citoyenneté*, Presse de la fondation nationale des sciences politiques, 1994, Baubérot, J., *La morale laïque contre l'ordre moral*, Seuil, 1997,がある。本稿のような手引書や一次資料の分析を中心とする視角から小学校における「道德・市民教育」の内容、実態、この時代における変容を明らかにしようとするものではない。
- 3 唯心論(スピリチュアリズム)哲学に関して、邦語文献では、ジャン・ルフラン(川口茂雄・長谷川琢哉・根無一行訳)『十九世紀フランス哲学』白水社、2014年、フェリックス・ラヴェッソン(杉山直樹・村松正隆訳)『十九世紀フランス哲学』知泉書房、2017年、がある。
- 4 *Morale, Dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire*, Paris Hachette, 1887, 1er Partie, pp.1969-1972.(なお、匿名で書かれている項目であるが、尾上、『フェルディナン・ビュイツソンの教育思想』東信堂、2007年、p.197.もビュイツソン自身の執筆と評価している。なお、Maury は同項目は唯心論哲学者であり、ビュイツソンと高等師範学校において同窓であった、Ludovic Carreua の執筆と断定している。その根拠は明らかでないが、無署名であることからビュイツソンの思想と同一視してよいであろう。See, Liliane Maury, *L'enseignement de la morale*, PUF, 1999, p.74.
- 5 相羽秀伸「フランス第三共和政初期の世俗化政策と道德教育」(『日仏教育学会年報』第11号、2004年、pp.92-103.)参照。
- 6 Loeffel, L., *Ferdinand Buisson*, Hachette, 1999, pp.27-37, pp.87-89, Loeffel, L., *La Moral à l'école selon Ferdinand Buisson*, Tallandier, 2013, pp.37-44, なお邦語文献では、尾上雅信、前掲書、pp.175-188.参照。
- 7 Baubérot, J., *Histoire de la laïcité en France*, PUF, 6e édition, 2000, p.59.
- 8 Ibid.,
- 9 Ivrine, W. D., *Between justice and politics*, Stanford

- University Press, 2007., p.5. 会員数はその後も増加し、1937年には118867名になる。Ibid., p.7.
- 10 See, Tharrault, P., *La defense des libertés individuelles, (La Ligue des Droits de l'homme en Anjou, Ligue des droits de l'homme*, 1998, pp.65-79.) なお、人権同盟は今日に至るまで活動をつづけているアソシアションである。
- 11 See, Gontard M., *L'Œuvre scolaire de la troisième république : l'enseignement primaire en France de 1876 à 1914*, p.155.
- 12 Bert, P., *L'instruction civique à l'école*, Picard et Kaan, 1882.
- 13 Amalvi, Ch., , *Les guerres des manuels autour de l'école primaire en France (1899-1914)*, *Revue hisotrique*, n.532, 1979, pp.359-398, p.366.
- 14 Prost, A., *Histoire de l'enseignement en France 1800-1967*, Armand Colin, 1968, p.207.
- 15 Hasquenoph, S., *Histoire des orders et congregations religieuses*, Champ Vallonh, 2006, p.1115.
- 16 Ibid., p.1124.
- 17 Ibid.,
- 18 Buisson, F., *La liberté des congrégations & la liberté de l'enseignement*, (Buisson, F., *La Foi Laïque*, (présentation de Mireille Gueissza, La Bord de l'eau, 2007, pp.118-129.)
- 19 本表のデータの出典は以下のとおりである。Ministère de l'instruction publique, des cultes et des beaux-arts, *Statistique de l'enseigenement primaire (1876-1877)*, Imprimerie Nationale, 1878., p.XXXVII, Ministère de l'instruction publique et des beaux-arts, *Statistique de l'enseignement primaire, t.4(1886-1887)*, 1889, p.XXIX, Ministère de l'instruction publique, des beaux-arts et des cultes, *Statistique de l'enseignement primaire, t.5 (1891-1892)*, Imprimrtir Nationale, 1895, p.XXV, Ministère de l'instruction publique et des beaux-arts, *Statistique de l'enseignement primaire, t.6, (1896-1897)*, Imprimerie Nationale, 1900, p.XXXVII, Ministère de l'instruction publique et des beaux-arts, *Statistique de l'enseignement primaire, t.7, (1901-1902)* Imprimerie Ntionale, 1904, p.XXVII, Ministère de l'instruction publique et des beaux-arts, *Statistique de l'enseignement primaire, t.8, 1906-1907*, Imprimerie Nationale, 1909, p.XXXI.
- 20 Ministère de l'instruction publique et des beaux-arts, *Statistique de l'enseigenement primaire*, t.8, 1906-1906, Imprimerie nationale, 1909, p.LXIII.
- 21 Claude Nique et Christian Lelièvre, *Bâtisseurs d'école*, Nathan, 1994, p.283.
- 22 工藤庸子『宗教 vs. 国家』講談社、2007年、p.162.
- 23 Bourgeois, L., et Métin, A., *Déclaration des droits de l'homme et du citoyen 1789*, Édouard Cornély, 1902, Aulard, A., *Éléments d'instruction civique, cours moyen*, Paris Édouard Cornély, 1902.,などがある。なお、オラール

- のものは後述するペイエの道徳手引書と同一シリーズの一冊である。
- 24 Lettre Pastorale des cardinaux, archevêque & évêques de France sur les Droits et Devoirs des Parents relativement à l'école, Bayeux, 1909, no.19.
- 25 1882年にローマ教皇が4冊の手引書を「禁書」としたことはじまる事件である。
- 26 Ibid., p.11.
- 27 Ibid.,
- 28 Ibid., p.12.
- 29 Gontard, op.cit., pp.183-184,
- 30 ボベロは20世紀からを「手引書の第二世代」と位置付ける。Baubérot, ibid., p.19.
- 31 Déloye, idid., p.162.
- 32 例えば、Charente 県の1902年のリストでは、63種、Hautes-alpes 県の1907年のリストでは64種の道徳・公民手引書が掲載されている。F 17 11656
- 33 E.Primaire, *Manuel d'éducation morale, civique et sociale*, Bibliothèque d'éducation, 1901.
- 34 See, ibid., p.7.
- 35 Ibid., p.16.
- 36 See, ibid., p.19.
- 37 Ibid., p.28.
- 38 Ibid., p.34.
- 39 Ibid., p.12.
- 40 Ibid., p.35.
- 41 Ibid., p.289.
- 42 Ibid., p.295.
- 43 Bayet, A., *Leçons de morale*, Paris, Paris Édouard Cornély, 1902. なお、ペイエは『科学的道徳』という著作を出しており、そこでもコントに触れながら道徳は「今後は科学的段階へ提起されなければならない。」と主張している。Bayet, A., *La morale scientifique*, Félix Alcan, 1905.
- 44 Bayet(1902), op.cit., p.i.
- 45 See, ibid., p.1-2.
- 46 See, ibid., p.9.
- 47 See, ibid., pp.17-19.
- 48 See, ibid., pp.23-25.
- 49 Ibid., p.43.
- 50 Ibid.,
- 51 Ibid., p.44
- 52 Payot, J., *La morale à l'école*. CM-CS, Armand Colin, 1907.
- 54 Ibid., p.v.
- 55 Ibid.,
- 56 Ibid., p.230.
- 57 Ibid.,
- 58 Ibid., p.231.
- 59 Ibid.,
- 60 Ibid., pp.230-231.
- 61 Ibid., p.253.
- 62 Buisson, B., (presentation de Gueissaz, M.), op.cit., pp.256-258.
- 63 一例としては、Rechard, G., *Manuel de Morale suivi de notions de sociologie*, Delagrave, 1922.
- 64 Durkheim, E., *L'Éducation morale*, PUF, 1963. (邦訳として、麻生誠・山村健訳『道徳教育論 1, 2』明治図書、1964年、及び、同訳『道徳教育論』講談社学術文庫、2010年)がある。
- 65 キリスト教の文脈では、「愛徳」と訳される *charité* は、カトリックによる道徳教育の中心概念の一つである。
- 66 Payot, ibid., pp.164-179.
- 68 大津尚志「フェルレー法期フランスにおける初等学校と宗教教育」(『学校教育センター年報』(武庫川女子大学)、第2号、2017年3月、pp.21-31.)にあるように、第二帝政期の小学校は宗教の時間が週6時間あることが普通であり、「祈り」の時間もあり、他の教科(フランス語や唱歌など)も聖書を題材にするなど極めて宗教に関連する時間は多かった。
- 69 Darcos, X., *L'école de Jules Ferry 1880-1905*, Hachette, 2005, p.119.
- 70 Zeldin, T., *Histoire des passions françaises(1848-1945)*, (traduit par Catherine Erhel et Odile de Lalène) tome I, Payot & Rivages, 1994, p.624.
- 71 Ibid.,
- 72 Darcos, op.cit.,
- 73 Darcos, ibid., pp.120-121.
- 74 F 17 11630.
- 75 一例として、Bukiet, S., Mérout, H., *Les cahiers de la république*, Alternatives, 2000, p.21.参照。
- 76 Ibid., p.41.
- 77 1901年11月6日、パリ大学区次長への報告(F 17 11630)
- 78 F 17 11630.
- 79 Ibid.,
- 80 Ibid.,
- 81 大津尚志、前掲論文(注68)。
- 82 Ferry, J., *Lettre aux instituteurs*, Jacques-Maire Lafont, 2015. (傍点は筆者、1883年11月27日付で公表された「教師への手紙」)
- 83 Morale, *Nouveau Dictionnaire de Pédagogie et d'instruction primaire*, Réédition de l'ouvrage publié en 1911, vol.8, Theolib, 2012, pp.275-285.
- 84 See, Delolve, Les facteurs sociaux de l'éducation morale, *L'union morale*, t.1, 1914, pp.129-147, à 129)
- 85 Durkheim E., op.cit., p.3.
- 88 なお、吉田正晴は「非宗教的道徳に真の科学的基礎を与えたのは、著名なる社会学者デュルケム…であった」と評価しているが、明らかに言いすぎであろう。吉田正晴『フランス教育政策の源流』風間書房、1977年、p.311。デュルケムの講義録でもある『道徳教育論』がまとめられて出版されるのは彼の死後、1925年になってである。
- 90 Buisson F., *Leçons de morale*, Librairie Hachette, 1926.